

広島県告示第二百四十三号

平成四年広島県告示第四百四十九号（広島県青少年健全育成条例による推奨及び指定に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和四年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2 図書類、興行及び広告物の指定に関する 基準 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(4) (1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 強制性交等その他の陵辱行為 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2 図書類、興行及び広告物の指定に関する 基準 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(4) (1) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 強姦その他の陵辱行為 (略)</p> <p>2 (略)</p>